

意見提出者	団体
1. 項目	インターネットを活用した資金移動業者の本人確認方法の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	米国のように、インターネットを利用した資金移動業者がオンラインで本人確認を完結させることができず、資金決済法が施行されたにも係わらず、事実上、インターネットを利用した個人間送金サービスを開始することができない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第3条1項1号チ、リ
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	米国では、送金業者が利用者の銀行口座情報やクレジットカード番号の入力をオンライン上で求め、送金業者が当該銀行口座やクレジットカードとの間で複数回行う少額取引の金額を利用者にオンラインで回答させるという方法で、インターネット上だけで本人確認を完結させることが認められている。上記の施行規則の条項のうち、資金移動業者が、銀行やクレジットカード会社が本人確認を行い、かつ、本人確認記録を保存していることを、事前の合意のもとに確認することを必要としている規定ぶりを緩和すべき。